

短期留学・研修等の支援事業に関する実施要項

薬学キャリア支援近藤寄附講座

1 目的

この事業は、静岡県立大学薬学部、並びに大学院薬食生命科学総合学府所属の優れた学生に対して将来の進路に対する意識付けや薬学に対するモチベーションを醸成するために短期留学や研修等の機会を提供し、豊かな感性と国際性を持つ人材の育成を目的とする。

2 応募資格

薬学部、並びに大学院薬食生命科学総合学府（ただし、薬学専攻、薬科学専攻及び薬食生命科学専攻（薬学系講座）に限る）に在籍する学生（社会人大学院生を除く）で、指導教員（アドバイザー教授もしくは所属研究室の教授）の推薦を受け、短期留学・研修等を行う者。その他実施委員会で認めた学生。

ただし、本事業による支援の他に、学内外の奨学金・助成金等制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、減額あるいは支援の対象としない場合がある。

第7項の報告書及び要旨の提出を確約できる者を対象とする。

静薬学友会入会金の未納者は支援の対象としない。

3 支援の内容

次に掲げる短期留学や研修等について、旅費及び学会等参加費の全額又は一部を支援する。対象者及び金額は、1事業年度につき次のとおりとする。

- (1) 国外への短期留学（語学研修等）で、申請する事業年度の10月1日から翌事業年度の9月30日までに出国するもの
薬学部及び薬食生命科学総合学府学生（低学年次生を優先して支援する） 原則として2名以内（1名最大30万円まで）
- (2) 本学との大学間協定、又は学部間協定の締結校等が主催、あるいは共催する国外における国際会議・学会・シンポジウム等への参加で、かつ申請前に薬学部、あるいは薬学研究院委員会の承認を得たものであり、申請する事業年度内に出国するもの
薬学部及び薬食生命科学総合学府学生 原則として8名以内（1名最大10万円まで）
- (3) 国外での研修及び活動で、かつ申請前に薬学部教授会あるいは薬学研究院委員会の承認を得たものであり、申請する事業年度内に出国するもの
薬学部及び薬食生命科学総合学府学生 原則として4名以内（1名最大10万円まで）

4 申請受付期間

10月1日～10月31日

5 申請手続

支援を希望する者は、「短期留学・研修等の支援事業申請書（様式1）」及び「短期留学・研修等の支援事業実施計画書（様式2）」に以下の書類を添付し、指導教員（学部3年生前期まではアドバイザー教授、学部3年生後期以降及び大学院学生は所属研究室の教授）の推薦を得た後、薬学キャリアデザイン近藤寄附講座事務局に提出する。

なお、本事業による支援の他に、学内外の奨学金・助成金等支援制度を利用する場合は、「利用する奨学金・助成金等支援制度（様式5）」を追加提出する。

[添付書類]

当該申請にかかる参考となる資料（学会等の開催通知、学会開催場所、日程、発表者として申請者の氏名が確認できるもの、留学、研修、実態調査等の日程、具体的な資料等）

6 審査及び決定

申請内容について、実施委員会が審査の上、事業年度毎の予算の範囲内で募集締切後1ヶ月以内を目途に支援対象者を決定する。審査結果については、全員に対して通知すると共に、静薬学友会及び薬学部ホームページ上で公表する。（当該支援金の給付を決定された者を以下「給付決定者」という。）。また、決定後でも申請内容に虚偽があることが判明した場合は、決定を取り消すことがある。支援金交付後に支援の決定が取り消された者は、ただちに支援金を返還しなければならない。

7 報告書及び要旨の提出

給付決定者は、短期留学・研修等の支援事業の終了後1ヶ月以内（支援事業の終了が給付決定前の場合は決定通知後1ヶ月以内）までに指導教員の確認を得た後に「短期留学・研修等の支援事業報告書（様式3）」及び静薬学友会報への寄稿用要旨を薬学キャリアデザイン近藤寄附講座事務局へ提出する。期限までに報告書を提出しない者には支援金の返還を求めることがある。

8 支援額の給付

- (1) 給付決定者は、報告書に以下の支払証拠書類を添付※する。

出張報告（記録）書（奨学寄附金）

出張伺別表（国内経路分）

口座振替による支払登録申出書（外部資金研究費共通様式）

旅行日程表

航空運賃見積書（空港諸税等を含む）

航空運賃領収書（空港諸税等を含む）

搭乗券往復半券（チケット実物）

航空券代ほかの移動費明細及び領収書

宿泊費の領収書

パスポートのコピー（入出国の記録のあるページ及び写真ページ）

[学会参加費がある場合]

学会参加費の領収書（原本）及び学会の内容がわかる資料

※添付がない場合は給付を受けられないので注意すること。

往路と復路が異なる場合は別途理由書を添付すること。

9 留意事項

- (1) 給付は1人につき1事業年度1回限りとする。
- (2) 学会等での発表は、筆頭演者であることを原則とする。
- (3) 申請書の記載及び添付書類に不備があるものは受理しない。
- (4) 給付決定の後に給付要件に該当しなくなった場合は、速やかに「短期留学・研修等の支援事業決定取り下げ書（様式4）」を薬学キャリアデザイン近藤寄附講座事務局に提出すること。

10 問合せ及び提出先

薬学キャリアデザイン近藤寄附講座（学生ホール3階 7313室 10:00-15:00）

TEL: 054-264-5847（内線: 5847）

*不在の場合は、静薬学友会事務局（学生ホール2階 7212室 10:00-15:00）

E-mail: gp2094@u-shizuoka-ken.ac.jp（事務局 片井涼子）

改訂履歴	第1版	令和元年	7月18日	初版
	第2版	令和2年	4月1日	一部改定
	第3版	令和6年	6月14日	一部改定
	第4版	令和7年	6月23日	一部改定